

## 松江地裁委員会（第30回）議事概要

### 第1 日時

平成27年7月13日（月）午後1時30分から午後4時まで

### 第2 場所

松江地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

（委員）青木佳子，伊中和子，稲葉重子，大野 洋，小川洋子  
勝谷有史，竹内祐子，野島和朋，柳田雅彦，吉浪正洋  
（五十音順敬称略）

（説明者）渡部簡裁判事

（事務担当者）吉田事務局長，瀧本民事首席書記官，内藤刑事首席書記官  
埤田事務局次長，金川民事訟廷管理官，  
梶川松江簡裁庶務課長，草野総務課長，吉田庶務係長

### 第4 テーマ

民事調停について

### 第5 議事

- 1 民事調停制度の説明
- 2 模擬調停
- 3 意見交換等  
別紙のとおり
- 4 次回の意見交換テーマ  
後日，調整
- 5 次回開催日時  
後日，調整

(別紙)

**A委員:**申立書提出後，調停期日までに，裁判所から申立人に対し，何か連絡があるのか。また，写真などの証拠を提出するようアドバイスすることがあるのか。

**事務担当者:**申立書に不備等がある場合に連絡することはあるが，そうでなければ，調停期日の連絡をすることになる。

また，受付窓口において，事案により，写真，その他証拠書類を提出していただくことがあることや申立書の書き方についても説明している。

**B委員:**模擬調停はスムーズに調停成立となったが，実際はスムーズにいかないこともあると思うが，どういう点が障害となるのか。

**事務担当者:**事実に争いがあるときは，スムーズにいかない場合がある。そのような場合，当事者から事情を聞いたり，写真などの証拠により，調停委員会としては，この事実を認定できるといった心証を示すなどして，解決を図っていくことになる。

**説明者:**一方当事者が訴訟による解決を望んでいるような場合には，調停を進めてもうまくいかないことがある。

**B委員:**調停期日は，何回くらい行われるのか。

**事務担当者:**基本的には，合意が成立する見込みがあれば，期日を続行することが多い。全く合意ができる見込みがなくなれば，調停不成立とすることもある。

**C委員:**模擬調停では，調停案提示の際に，当事者に対し，決定事項のような形で提示していたように感じた。解決案を腹案として持ちながら適宜心証を開示し，場合によっては解決案を提示するとのことだが，心証の開示と解決案の提示とはどのような関係になるのか。

**説明者:**心証の開示と調停案の提示は，密接に絡み合っており，どちらかを選択するというものではないように思う。

**委員長:**今回の模擬調停は，事実関係に争いがなく，費用をどちらが負担すべきかが問題となっており，判例や多数説に従えばこのような結論になることを提

示するケースなので、説得を試みるのが少なかったように思う。

事実の認定について、どちらとも言えず、心証も半分半分のようなケースでは、心証をある程度伝えて、説得することになると思う。

**D委員:**調停の申立手数料は、訴訟事件に比べて安いのか。具体的な手数料はいくらか。

**事務担当者:**訴訟事件の手数料の半額が調停の手数料となる。請求金額によって手数料が定められており、今回は18万円を請求しているので、調停の申立手数料は1000円となる。

**D委員:**島根県の簡易裁判所の民事調停事件数は、平成22年487件、23年366件となっているが、1日に複数の調停事件を行っているということか。

**事務担当者:**1日に複数の調停をやることもある。

**D委員:**特定調停が減少したことにより、調停事件全体の件数が減少しているということか。

**委員長:**特定調停が減少したことで、全体の件数も大幅に減少している。特定調停を除く他の調停事件も、全国的に減少傾向にある。

**E委員:**実際に申立てのあった調停では、どのような種類のものが多いのか。

**事務担当者:**松江簡裁では、貸金請求、請負代金請求、建物明渡請求、交通事故による損害賠償請求、債務弁済協定等が多い。

**F委員:**調停の相手方が遠方の場合、どこの裁判所に申立てをすることになるのか。

**事務担当者:**相手方の住所地を管轄する簡易裁判所である。

**F委員:**民事調停を利用する理由の1つに、費用が安いことがあると思うが、申立人が、相手方住所地を管轄する裁判所に出頭する交通費を負担しなければならないとすると、システムとしておかしい気がする。

**事務担当者:**現在の制度は、相手方が出頭しやすいようになっていると思われる。

**F委員:**申立人住所地を管轄する裁判所で紛争解決をしようとするれば、調停ではな

く訴訟ということになるのか。

**委員長:**訴訟でも、基本的には被告の住所地が一次的な管轄となるが、財産権上の訴えなど、事案によっては、原告の住所地を管轄する裁判所に訴えを提起することもできる。調停では、相手方が不出頭の場合、調停不成立にするしかないこともあり、相手方が出頭しやすい制度設計がされているものと思われる。

**G委員:**市役所に市民の方が相談に来られた場合、相談員や弁護士の無料法律相談を受けていただき、調停等を紹介していただいている。

また、市役所の待合スペースにパンフレット等を置いている。

**委員長:**市役所などには相談に行きやすいが、裁判所に行くのは抵抗感を持たれる方が多いように思われるか。

**G委員:**おそらく裁判所に行くのは敷居が高いというか、緊張される感じを受けている。市役所には、別の手続のついでに、相談に寄ってみようとか、他の部署からの紹介を受けて相談に来られる方もいる。

**E委員:**調停委員は、民事調停委員と家事調停委員を兼務しているのか。

**事務担当者:**兼務の方もいれば、一方のみの方もいる。

**E委員:**DVが絡んだ離婚調停を経験した方から、調停委員が2人とも男性で、女性の言い分を分かってもらえないと感じて、不信感を持ったということを知ったことがある。当事者の属性等を考慮した調停委員の人選がされているのか不安を抱かせることが、敷居の高さにも関係しているのではないか。

**事務担当者:**調停委員は、事案に応じて裁判官が指定しているが、女性が話を聞いた方が望ましい事案であれば、女性の調停委員を指定している。

**A委員:**調停期日呼出後、相手方から裁判所に行くことができない、あるいは行きたくないという連絡があった場合、どのように対処するのか。

**事務担当者:**担当書記官は、相手方に対して、申立人が調停での紛争解決を希望しているので、是非裁判所に来ていただきたいことを説明しているが、それでも来ないと言う方もいる。

**説明者:**相手方が不出頭の場合、申立人に、再度呼出しを希望するか確認するなどして、呼出手続をすることもある。

**H委員:**民事調停は日常的に利用しており、弁護士が代理人として付く場合もあれば、付かない場合もある。相談者からは、市役所や法テラスで民事調停のことを紹介されたと聞いている。調停は申立手数料が安く、訴訟を自分で提起するのはかなりハードルが高いが、調停であれば、申立書に、当事者の住所、氏名、申立ての趣旨、理由、紛争の要点等を記載することで、法律に詳しくない人でも、申立てができるようになっている。今回の模擬調停のように、18万円くらいの金額を請求したいといった相談があった場合は、自分で調停を申し立てることもできることを紹介している。

調停事件の特色の1つとして、非公開であり、相手方と感情的になっている場合でも、希望すれば相手方と顔を合わせずに話し合いができることも伝えている。